

生物多様性地域戦略の策定状況について

1. 背景

生物多様性基本法（H20年6月施行）

第13条第1項

「都道府県及び市町村は、（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」

2. 生物多様性地域戦略策定の手引き（平成21年9月策定）

都道府県、市町村が地域戦略を策定する際に参考となるような基本的な情報を示すことによって、各地域の自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進

3. 地方公共団体の取組状況（平成21年9月現在）

策定済み：埼玉県、千葉県、滋賀県、愛知県、兵庫県、長崎県、北九州市

策定中：北海道、栃木県、石川県、三重県、大阪府、名古屋市、高山市

生物多様性地域戦略に相当する計画・戦略の例

名称	策定	特徴
生物多様性保全県戦略 (埼玉県)	H20	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、事業所等での取組可能事例の紹介 ・ポンチ絵を多用したわかりやすい取組イメージの紹介
生物多様性ちば県戦略	H20	<ul style="list-style-type: none"> ・計画段階から県民参画を行う「千葉方式」 ・地球温暖化と生物多様性を一体的に捉える視点 ・生物多様性センターの設置
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画	H19	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画とネットワーク長期構想が一体となって地域戦略の役割を担うと位置づけ ・ビオトープの保全・再生・ネットワーク化を目標
滋賀県ビオトープネットワーク長期構想	H21	<ul style="list-style-type: none"> ・「重点拠点区域」と「生態回廊」を選定し、地図化
長崎県生物多様性県戦略	H21	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法施行後初の策定事例 ・多様な主体の役割を明記 ・市町、NPO等への支援事業を創設
生物多様性ひょうご戦略	H21	<ul style="list-style-type: none"> ・森、川、里地等生態系ごとの状況を詳細に記述 ・コウノトリの野生復帰等の実績とりまとめ
あいち自然環境保全戦略	H21	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系ネットワークの形成 ・環境保全型農業の推進等 ・企業活動と生物多様性の調和の方向性を呈示 ・COP10開催地にふさわしい地域づくりの指針